

## 学校行事等の取り扱いについて

令和4年3月7日現在  
八尾市教育委員会事務局  
学校教育推進課

(参考)

行事等	2/21~	3/7~	備考
	まん延防止等重点措置	まん延防止等重点措置	
府県間の移動を伴わない行事 (府内での遠足、野外活動、宿泊等)	△	△	
府県間の移動を伴う行事 (上記以外の遠足、修学旅行、宿泊学習等)	△	△	
授業参観(オープンスクール含む) ※保護者参加のもの	△	△	3密を回避すること。
職場体験(中のみ)	中止	中止	
家庭訪問(一斉実施)	△	△	
研修会(教職員対象)	△	△	3密が回避できない場合はオンライン・オンデマンドにより実施。
進路説明会(中3のみ)	△	△	その他保護者対象の説明会等も含む。
個人懇談	△	△	学年懇談もこれに含む。
健康診断	△	△	
学校行事等	△	△	3密を回避すること。ただし、感染リスクが高い活動は不可。
部活動	△	△	・密集する運動や近距離で組み合ったりする活動は不可。 ・更衣を行う際は身体的距離を確保する。
部活動(他校との交流)	△※	△※	※府県間の移動を伴う練習試合(合同練習を含む)は不可

### 【「△」の行事について】

『学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル』(大阪府教育庁)を参考に、学校の実情や施設の状況により、実施を判断すること。また、今後の感染状況により実施が不可となる可能性がある。